



## 東京2020オリンピック・パラリンピック大会 及びラグビーワールドカップ2019大会で 設置される仮設発電施設の安全対策について

東京消防庁 予防部危険物課

### 1 安全対策策定の背景

東京2020オリンピック・パラリンピック大会（以下「東京2020大会」という。）及びラグビーワールドカップ2019大会（以下「ラグビーWC大会」という。）では、競技会場及びその関連施設で使用する照明設備や海外の放送センターが使用する放送設備等の電力を供給するため、仮設の発電機、注入設備及び外部タンクを含む危険物施設（以下「仮設発電施設」という。）が設置されます。（ラグビーWC大会で設置された仮設発電施設は既に廃止済み。）これらの仮設発電施設は設置期間が10日を超えるため、消防法第10条第1項ただし書きで定める仮貯蔵・仮取扱いの「承認」による対応ができず、常設の危険物施設の技術基準に基づき、「許可」が必要となります。

しかしながら、設置される仮設発電施設は大会のスポンサーである英国のアグレコ社製のものとなっており、それは、消防法で定める技術基準に一部適合しないことから、安全性について憂慮されていました。

このため、当庁では、東京2020大会の競技会場及びラグビーWC大会の競技会場を管轄する消防本部の協力の下、仮設発電施設に対する安全対策を特例要件として定め、危険物の規制に関する政令第23条に基づく特例として、当該仮設発電施設の設置を許可することとなりました。

### 2 仮設発電施設の概要

#### (1) 発電機

主に2種類あります。1つめは「コンテナ型」と呼ばれ、ISO規格のコンテナ内部に原動機、燃料タンク等を組み込んだものです。内部は、燃料タンクの全量を収容できる防油堤構造となっており、下部には漏油センサーが設置されています。1000KVA、1500KVA等の出力の大きいものが該当します。（写真1参照）

2つめは「キャノピー型」と呼ばれる箱型のもので、「コンテナ型」と同様の構造になっていますが、通気管の材質、燃料タンクの注入口の位置や燃料タンクの板厚などに違いがあります。320KVA、500KVA等の出力の小さいものが該当します。（写真2参照）



写真1 コンテナ型発電機（1500KVA）



写真2 キャノピー型発電機（320KVA）

#### (2) 注入設備

ポンプ、注入ホース及び開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた注油ノズルにより構成されており、燃料タンクが満量となったときに注油を自動的に停止する機能を有しています。

また、通常は、防油堤構造となっている外箱に収納されており、複数の発電機内部の燃料タンク（以下「発電機内蔵タンク」という。）に注油するため、移動可能となっています。

### (3)外部タンク

3000Lのタンク（写真3参照）と9000L（写真4参照）のタンクの2種類が設置されています。（令和元年12月9日現在）



写真3 3000Lタンク



写真4 9000Lタンク

3000LタンクはUNマークが付されており、IBC容器としての基準<sup>\*1</sup>を満たしています。（写真5参照）

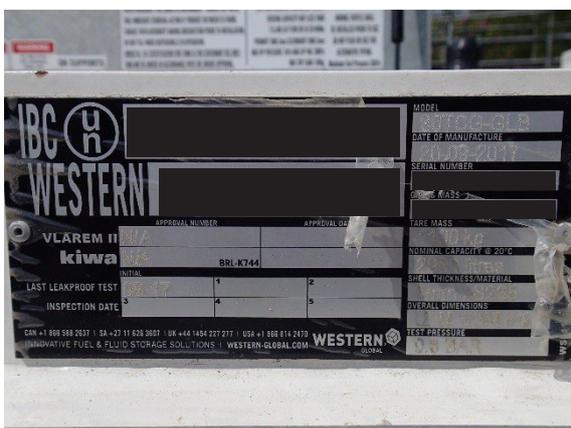


写真5 UNマークが付された銘板

また、3000L及び9000Lの両タンクには、海外の規格（UL142）<sup>\*2</sup>に適合していることを示す銘板が貼付されています。（写真6参照）

当該規格には、水圧試験等に係る項目があることから、当該規格に適合していることをもって、完成検査前検査に合格しているものとして扱う運用をしています。

なお、コンテナ型及びキャンピー型の発電機内蔵タンクについては、海外の規格に適合していることを示す銘板の貼付はありませんが、英国規格BS-799-5に準拠して製造されており、①タンクの製造メーカーにより、当該規格と同等の気密試験及び実液による漏れ試験が実施され、漏気等がないこと②アグレコ社が行う稼働試験において異常がないことをもって、完成検査前検査に合格しているものとして扱う運用をしています。

<sup>\*1</sup> IBCとは「Intermediate Bulk Containers」の略で危険物の規制に関する規則第43条第1項第2号に定める「機械により荷役する構造を有する容器」の基準



写真6 UL142に適合していることを示す銘板

<sup>\*2</sup> 認証、試験、検査等を行う米国の第三者安全科学機関である「UL」が定めた規格

### 3 仮設発電施設の設置形態

東京2020大会では、以下の3種類のいずれかの形態で仮設発電施設が設置されます。(図1から3まで参照)  
 なお、  は一般取扱所、  は屋外タンク貯蔵所の規制範囲を示しています。

#### (1) 設置形態1 発電機と外部タンクを配管接続せずに注入設備を用いて燃料を注入する形態(図1)

外部タンクに別途接続して使用する注入設備により、外部タンクから発電機内蔵タンクに燃料をノズル注入します。

複数の発電機と外部タンクをまとめて一の一般取扱所(10倍未満)として規制します。

許可数量の算定は、規制範囲内の発電機による1日当たりの最大消費量の合計又は規制範囲内の発電機内蔵タンク及び外部タンクのタンク容量の合計のうち、いずれか大なる方で算定するとともに、発電機で潤滑油を使用する場合は、数量算定にあたって合算します。

発電機内蔵タンク



外部タンク

注入設備

発電機

注 発電機内蔵タンク及び外部タンクのタンク容量が指定数量の5分の1以上である場合は、当該タンクに危政令第9条第1項第20号の規定を適用する。

#### (2) 設置形態2 発電機と外部タンクを配管で常時接続して燃料を供給する形態(図2)

外部タンクから発電機に配管を常時接続し、発電機内蔵タンクを経由せずに燃料を送油します。

複数の発電機をまとめて一の一般取扱所(10倍未満)とし、外部タンクをそれぞれ一の屋外タンク貯蔵所(10倍未満)として規制します。

一般取扱所の許可数量の算定は、規制範囲内の発電機による1日当たりの最大消費量の合計で算定するとともに、発電機で潤滑油を使用する場合は、数量算定にあたって合算します。



外部タンク

発電機

注 発電機内蔵タンクは使用しない

#### (3) 設置形態3 発電機を単独で設置する形態(図3)

外部タンクから燃料の供給を受けず、発電機内蔵タンク内の燃料のみを消費します。

複数の発電機をまとめて一の一般取扱所(10倍未満)として規制します。

許可数量の算定は、規制範囲内の発電機による1日当たりの最大消費量の合計又は発電機内蔵タンクのタンク容量の合計のうち、いずれか大なる方で算定するとともに、発電機で潤滑油を使用する場合は、数量算定にあたって合算します。

発電機内蔵タンク



発電機

注 発電機内蔵タンクのタンク容量が指定数量の5分の1以上である場合は、当該タンクに危政令第9条第1項第20号の規定を適用する。

## 4 適合しない法令基準

適合しない法令基準は表1及び表2のとおりです。(東京消防庁の管轄する競技会場等に限る。)

仮設発電施設は主に競技会場の周囲に設置されるため、保安距離を確保できない場所があります。

また、「コンテナ型」、「キャノピー型」とともに、内部に燃料タンクが組み込まれているため、水張検査を実施できないなど、主にタンクに係る法令基準に抵触しています。

表1

危政令第9条第1項 一般取扱所	
第1号	保安距離
第12号	流出防止対策
第17号	電気設備
第20号	危険物を取り扱うタンク
	危政令 11-1-4 タンクの構造
	危政令 11-1-5 タンクの固定
	危政令 11-1-6 放爆構造
	危政令 11-1-8 通気管
第21号	危険物を取り扱う配管

表2

危政令第11条第1項 屋外タンク貯蔵所	
第1号	保安距離
第1の2号	敷地内距離
第4号	タンクの構造
第5号	タンクの固定
第6号	放爆構造
第8号	通気管
第15号	防油堤

## 5 特例の適用要件

前4の適合しない法令基準に対する安全対策を策定し、これを特例の適用要件としています。すべての設置形態に適用される前提条件を定めた上で、設置形態別に特例の要件を定めています。安全対策の策定にあたっては、平成29年6月に総務省消防庁危険物保安室から示された「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書、第4章東京大会における仮設発電施設に係る課題及び対応方針」を参考としています。

### (1)前提条件

#### 防災・危機管理体制の確保

- 非常時の初動体制や連絡体制等を確保する。
- 関係者以外の危険物施設への立入りを制限する等、セキュリティ対策を図る。
- 仮設発電施設で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、軽油(第4類第2石油類)及び潤滑油(第4類第4石油類)のみとし、一の許可施設の指定数量の倍数は10倍未満とする。
- コントロールブース等を設置し、仮設発電施設の運転状況等を監視、制御する等、適切な監視体制をとる。
- 設置から廃止までの期間は、仮設発電施設の稼働が想定されない期間も含め、チェックリスト等を活用し、適切に警備、巡視等を行う。

#### 燃料注入に対する安全対策

- 注入設備を複数の外部タンクで兼用する場合は、以下の項目が実施されていること。ただし、注入設備の内部に油が存在しない場合を除く。
  - ①注入設備の脱着時や移動時において、注入設備内部に滞留した油が容易に流出しないよう措置を講じる。
  - ②注入設備の移動距離は、最小限度とする。
  - ③注入設備を移動するときは、第5種消火設備及び油吸着材等を携帯する。
  - ④注入設備を車両等に積載して移動するときは、落下、転倒、又は破損しないよう固定等の措置を講じる。
  - ⑤注入設備の移動の経路は、以下に示す場所を避ける。
    - 1 建築物内
    - 2 観客や選手の通路(避難経路を含む。)及びその直近(速やかに横切る場合を除く。)
    - 3 注入設備から油が流出した際に、海、河川又は公共下水道に容易に流出することが予想される排水溝等。
    - 4 3を経路とする場合は、土嚢の設置等、流出防止措置を講じる。
- 注入設備は、燃料の注入時以外には発電機内蔵タンクと接続しない。
- 注入設備を用いて、発電機内蔵タンクに対する注入行為以外の行為(車両等への給油、移動タンク貯蔵所への注入、容器への詰替え等)を行わない。
- 競技会場等の敷地内において、発電機内蔵タンクや外部タンクへの注入行為を行う移動タンクや移動タンク貯蔵所では、それ以外の行為(車両等への給油、容器への詰替え等)を行わない。
- 稼働中の発電機内蔵タンクに注入しない。  
やむを得ず、稼働中の発電機内蔵タンクに注入する場合は、必要な安全対策を講じる。

#### 仮設発電施設の設置期間の限定

- 仮設発電施設の設置期間は、東京2020大会及びラグビーWC大会の準備期間及び開催期間中のみとし、大会終了後は速やかに廃止する。

## (2) 設置形態別の特例要件

各法令基準に対して特例を適用する際は、◎の必須項目に示す安全対策及び○の選択項目に示す安全対策のうち1つ以上のものが講じられていることをその要件とします。

### ア 設置形態1 一般取扱所（発電機・外部タンク・注入設備）

消防法令の規定	安全対策(◎:必須項目 ○:選択項目(1つ以上選択))
保安距離 (危政令9-1-1)	◎火災時に防災センターや保安対象物に迅速に伝達し、的確な避難誘導を行える体制を構築する。
	◎第4種消火設備及び警報設備を設置する。
	○不燃材料で造った防火上有効な塀を設置する。
	○保安対象物との間に延焼拡大要因となる建築物等を設けない。
	○保安物件からの避難上支障となる位置に仮設発電施設を設けない。
設備周囲の囲い (危政令9-1-12)	◎油吸着材を準備する。
	◎注入ノズルは、注入ホースの先端部に開放の状態固定できない手動開閉装置を備えたものを設置する。
	○流出した油が浸透することがない地盤面上に設置する。
	○発電機及び注入設備の周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置する。
	○排水溝付近を避けるなど、流出した油が拡散しない形状の場所に設置する。
	○発電機及び注入設備は鋼板等で造られた外箱により流出防止が図られている。
電気設備 (危政令9-1-17)	◎発電機を稼働する可能性のある日には、1日に1回以上、換気設備が正常に動くか動作確認を実施する。正常に動かない場合には、当該発電機を稼働しない。
発電機内蔵タンク	◎タンク板厚が3.2ミリメートル未満である場合は、発電機内蔵タンクがコンテナ又はキュービクルの筐体内に設置され、外部からの物理的な衝突を防ぐことができる。
	◎水張検査又は水圧検査が実施できない場合は、発電機内蔵タンクを収納する筐体は、タンク容量の110%以上の油を収納でき、かつ、筐体内で油漏れが起きた場合、早期に発見できる機能を有する。
	◎水張検査又は水圧検査が実施できない場合は、発電機内蔵タンクが英国規格「BS799-5炭素鋼ストレージタンク」に準拠して制作されていることが確認されている。
	◎水張検査又は水圧検査が実施できない場合は、実機の海外等における使用実績等で発電機内蔵タンクから油が漏えいしていないことが確認されている。
タンクの耐震、耐風圧構造 (危政令9-1-20) (危政令第11-1-5)	○耐震及び耐風圧の計算を行い、転倒及び滑動するおそれがないことが確認されている。
	○観客、選手等が使用する通路及び建築物、工作物等から3メートル以上の離隔を確保するとともに、油注入時以外は、タンクの蓋を閉めておく等、タンクから油が流出しない措置をとる。
タンクの放爆構造 (危政令9-1-20) (危政令第11-1-6)	○上昇した圧力を有効に放出する安全装置等を設置する。
	○発電機及び外部タンク付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、防火上有効な塀を設ける。
	○発電機及び外部タンク付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、発電機及び外部タンクの周囲に十分な空地を設ける。

タンクの通気管 (危政令9-1-20) (危政令11-1-8)	無弁通気管	通気管の径 ◎通気管の直径が30ミリメートル未満である場合は、タンクに燃料を注入時、通気管に影響を与えないように、ホース等による緊結注入を行わず、注入ノズルにより注入する。
		通気管の先端角度 ◎通気管の先端が雨水の浸入を防ぐ構造でない場合は、これまでの使用実績で、通気管の先端から危険物施設に影響を与えるような雨水の浸入がないことが確認されている。
		引火防止装置の省略(先端が発電機の外部) ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の外部である場合は、延焼のおそれが低い位置に通気管先端がある。
		引火防止装置の省略(先端が発電機の内部) ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の内部である場合は、発電機を稼働する可能性のある日には1日に1回以上、換気設備が正常に動くか動作確認をする。正常に動かない場合は、当該発電機を稼働しない。
	大気弁付通気管	引火防止装置の省略(先端が発電機の外部) ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の外部である場合は、延焼のおそれが低い位置に通気管先端がある。
		引火防止装置の省略(先端が発電機の内部) ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の内部である場合は、発電機を稼働する可能性のある日には1日に1回以上、換気設備が正常に動くか動作確認をする。正常に動かない場合は、当該発電機を稼働しない。
防油堤 (危政令9-1-20)	◎油吸着材を準備する。	
	○流出した危険物が浸透することがない地盤面上に設置する。	
	○タンクの周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置する。	
	○排水溝付近を避けるなど流出した油が拡散しない形状の場所に設置する。	
	○タンクは鋼板等で作られた外箱により流出防止が図られている。	
外部 タンク	タンクの構造 (危政令9-1-20) (危政令11-1-4)	◎海外の規格の適合証等(IBC容器の基準、BS EN 10028-3、BS799-5、IMDG等の基準適合)がある。
	タンクの耐震、耐風圧構造 (危政令9-1-20) (危政令第11-1-5)	○耐震及び耐風圧の計算を行い、転倒及び滑動するおそれがないことが確認されている。
		○観客、選手等が使用する通路及び建築物、工作物等から3メートル以上の離隔を確保するとともに、油注入時以外は、タンクの蓋を閉めておく等、タンクから油が流出しない措置をとる。
	タンクの放爆構造 (危政令9-1-20) (危政令11-1-6)	○上昇した圧力を有効に放出する安全装置等を設置する。
		○発電機及び外部タンク付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、防火上有効な塀を設ける。
		○発電機及び外部タンク付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、発電機及びタンクの周囲に十分な空地を設ける。
	タンクの通気管 (無弁) (危政令9-1-20) (危政令11-1-8)	通気管の先端角度 ◎通気管の先端が雨水の浸入を防ぐ構造でない場合、これまでの使用実績で、通気管の先端から危険物施設に影響を与えるような雨水の浸入がないことが確認されている。
	防油堤 (危政令9-1-20)	◎油吸着材を準備する。
		○流出した油が浸透することがない地盤面上に設置する。
		○タンクの周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置する。
○排水溝付近を避けるなど流出した油が拡散しない形状の場所に設置する。		
○タンクは鋼板等で作られた外箱により流出防止が図られている。		

イ 設置形態2 一般取扱所（発電機・配管）、屋外タンク貯蔵所（外部タンク）

(ア) 一般取扱所（発電機・配管）

消防法令の規定	安全対策(○:必須項目 ○:選択項目(1つ以上選択))
保安距離 (危政令9-1-1)	◎火災時に防災センターや保安対象物に迅速に伝達し、的確な避難誘導を行える体制を構築する。
	◎第4種消火設備及び警報設備を設置する。
	○不燃材料で造った防火上有効な塀を設置する。
	○保安対象物との間に延焼拡大要因となる建築物等を設けない。
	○保安物件からの避難上支障となる位置に仮設発電施設を設けない。
設備周囲の囲い (危政令9-1-12)	◎油吸着材を準備する。
	◎注入ノズルは、注入ホースの先端部に開放の状態固定できない手動開閉装置を備えたものを設置する。
	○流出した油が浸透することがない地盤面上に設置する。
	○発電機の周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置する。
	○排水溝付近を避けるなど、流出した油が拡散しない形状の場所に設置する。
○発電機は鋼板等で造られた外箱により流出防止が図られている。	
電気設備 (危政令9-1-17)	◎発電機を稼働する可能性のある日には、1日に1回以上、換気設備が正常に動くか動作確認を実施する。正常に動かない場合には、当該発電機を稼働しない。
配管 (危政令9-1-21)	◎支持物で支持できない場合は、配管の目視点検を適切に行う。
	◎火災等の熱により容易に変形するおそれがある場合は、配管を不燃材料等で保護し、配管付近で発生した火災の熱影響を受けないように設置する。
	◎水圧試験を実施できない場合は、配管の海外等における使用実績等で油が漏えいしていないことが確認されている。

(イ) 屋外タンク貯蔵所（外部タンク）

消防法令の規定	安全対策(○:必須項目 ○:選択項目(1つ以上選択))
保安距離 (危政令11-1-1)	◎火災時には防災センターや保安対象物に迅速に伝達し、的確な避難誘導を行える体制を構築する。
	◎第4種消火設備及び警報設備を設置する。
	○不燃材料で造った防火上有効な塀を設置する。
	○保安対象物との間に延焼拡大要因となる建築物等を設けない。
	○保安物件からの避難上支障となる位置に仮設発電施設を設けない。
敷地内距離 (危政令11-1-1号の2)	◎第4種消火設備を設置する。
	○不燃材料で造った防火上有効な塀を設置する。
	○地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない場所に仮設発電施設を設置する。
タンクの構造 (危政令11-1-4)	◎海外の規格の適合証等（IBC容器の基準、BS EN 10028-3、BS799-5、IMDG等の基準適合）がある。
タンクの耐震、 耐風圧構造 (危政令第11-1-5)	○耐震及び耐風圧の計算を行い、転倒及び滑動するおそれがないことが確認されている。
	○観客、選手等が使用する通路及び建築物、工作物等から3メートル以上の離隔を確保するとともに、油注入時以外は、タンクの蓋を閉めておく等、タンクから油が流出しない措置をとる。
タンクの放爆構造 (危政令11-1-6)	○上昇した圧力を有効に放出する安全装置等を設置する。
	○外部タンク付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、防火上有効な塀を設ける。
	○外部タンク付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、外部タンクの周囲に十分な空地を設ける。
タンクの通気管 (無弁) (危政令11-1-8)	通気管の先端角度 ◎通気管の先端が雨水の浸入を防ぐ構造でない場合、これまでの使用実績で、通気管の先端から危険物施設に影響を与えるような雨水の浸入がないことが確認されている。

防油堤 (危政令11-1-15)	◎油吸着材を準備する。
	○流出した油が浸透することがない地盤面上に設置する。
	○タンクの周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置する。
	○排水溝付近を避けるなど流出した油が拡散しない形状の場所に設置する。
	○タンクは鋼板等で作られた外箱により流出防止が図られている。

ウ 設置形態3 一般取扱所(発電機のみ)

消防法令の規定	安全対策(◎:必須項目 ○:選択項目(1つ以上選択))		
保安距離 (危政令9-1-1)	◎火災時に防災センターや保安対象物に迅速に伝達し、的確な避難誘導を行える体制を構築する。		
	◎第4種消火設備及び警報設備を設置する。		
	○不燃材料で造った防火上有効な塀を設置する。		
	○保安対象物との間に延焼拡大要因となる建築物等を設けない。		
	○保安物件からの避難上支障となる位置に仮設発電施設を設けない。		
設備周囲の囲い (危政令9-1-12)	◎油吸着材を準備する。		
	◎注入ノズルは、注入ホースの先端部に開放の状態固定できない手動開閉装置を備えたものを設置する。		
	○流出した油が浸透することがない地盤面上に設置する。		
	○発電機の周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置する。		
	○排水溝付近を避けるなど、流出した油が拡散しない形状の場所に設置する。		
電気設備 (危政令9-1-17)	◎発電機を稼働する可能性のある日には、1日に1回以上、換気設備が正常に動くか動作確認を実施する。正常に動かない場合には、当該発電機を稼働しない。		
	タンクの構造 (危政令9-1-20) (危政令11-1-4)	◎タンク板厚が3.2ミリメートル未満である場合は、発電機内蔵タンクがコンテナ又はキュービクルの筐体内に設置され、外部からの物理的な衝突を防ぐことができる。	
		◎水張検査又は水圧検査が実施できない場合は、発電機内蔵タンクを収納する筐体は、タンク容量の110%以上の油を収納でき、かつ、筐体内で油漏れが起きた場合、早期に発見できる機能を有する。	
		◎水張検査又は水圧検査が実施できない場合は、発電機内蔵タンクが英国規格「BS799-5炭素鋼ストレージタンク」に準拠して制作されていることが確認されている。	
	タンクの耐震、耐風圧構造 (危政令9-1-20) (危政令第11-1-5)	◎水張検査又は水圧検査が実施できない場合は、実機の海外等における使用実績等で発電機内蔵タンクから油が漏えいしていないことが確認されている。	
○耐震及び耐風圧の計算を行い、転倒及び滑動するおそれがないことが確認されている。			
○観客、選手等が使用する通路及び建築物、工作物等から3メートル以上の離隔を確保するとともに、油注入時以外は、タンクの蓋を閉めておく等、タンクから油が流出しない措置をとる。			
タンクの放爆構造 (危政令9-1-20) (危政令11-1-6)	○上昇した圧力を有効に放出する安全装置等を設置する。		
	○発電機付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、防火上有効な塀を設ける。		
	○発電機付近で発生した火災等の熱影響を受けないよう、発電機の周囲に十分な空地を設ける。		
タンクの通気管 (危政令9-1-20) (危政令11-1-8)	無弁通気管	通気管の径 ◎通気管の直径が30ミリメートル未満である場合は、タンクに燃料を注入時、通気管に影響を与えないように、ホース等による緊結注入を行わず、注入ノズルにより注入する。	
		通気管の先端角度 ◎通気管の先端が雨水の浸入を防ぐ構造でない場合は、これまでの使用実績で、通気管の先端から危険物施設に影響を与えるような雨水の浸入がないことが確認されている。	
		引火防止装置の省略(先端が発電機の外部) ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の外部である場合は、延焼のおそれが低い位置に通気管先端がある。	

発電機内蔵タンク	無弁通気管	引火防止装置の省略（先端が発電機の内部） ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の内部である場合は、発電機を稼働する可能性のある日には1日に1回以上、換気設備が正常に動くか動作確認をする。正常に動かない場合は、当該発電機を稼働しない。
	大気弁付通気管	引火防止装置の省略（先端が発電機の外部） ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の外部である場合は、延焼のおそれが低い位置に通気管先端がある。  引火防止装置の省略（先端が発電機の内部） ○通気管の先端に引火防止装置がなく、通気管の先端が発電機の内部である場合は、発電機を稼働する可能性のある日には1日に1回以上、換気設備が正常に動くか動作確認をする。正常に動かない場合は、当該発電機を稼働しない。
防油堤 (危政令9-1-20)	○油吸着材を準備する。	
	○流出した油が浸透することがない地盤面上に設置する。	
	○タンクの周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置する。	
	○排水溝付近を避けるなど流出した油が拡散しない形状の場所に設置する。	
	○タンクは鋼板等で作られた外箱により流出防止が図られている。	

## 6 ラグビーWC大会検査時の状況

ラグビーWC大会においては、東京スタジアム競技会場外周の屋外駐車場等に照明設備用等の常用電源（一部放送設備の非常用電源）として、仮設発電施設が5つのエリアに設置されました。（発電機18台、外部タンク12台。申請はエリアごと。）

令和元年9月2日及び3日に管轄消防署による完成検査が行われましたが、一部、申請内容で確認できない部分があり、後日の再検査後に完成検査済証が交付されました。（ラグビーWC大会では設置形態2により設置。写真7参照。）



写真7 ラグビーWC大会時の設置状況

## 7 おわりに

現在、都内の各競技会場における仮設発電施設の設置について協議が進められていますが、基本的には設置形態1から設置形態3までのいずれかの形態により設置される計画です。

今後、競技会場によっては、現行の特例要件を満たすことができない場所が出てくる可能性もあります。この場合、新たな安全対策を検討し、関係各消防本部に対して、情報提供を行っていく予定です。

最後に、今回、安全対策の策定にあたり、ご協力いただいた関係各消防本部の皆様方にこの場をお借りして、御礼申し上げます。